

社会学研究科

VII 社会学研究科

1. 社会学研究科授業要綱

本研究科の教育課程は、総合社会科学専攻と地球社会研究専攻のそれぞれの人材養成目的を実現するために、演習ほか、研究科共通科目（方法科目群、及び、領域横断・実践科目群）と研究科専門科目（社会学研究、共生社会研究、歴史社会文化研究、超域社会研究の4分野）から構成され、それぞれ学部・大学院共修科目及び大学院専修科目に分類される。

修了の要件

(1) 修士課程入学者の修了要件

修士課程の修了要件は、2年以上（学部・修士課程五年一貫教育プログラム履修資格者については、1年以上）在学し、30単位以上（第一演習8単位以上を含む）を修得し、本研究科が行う学位論文の審査及び最終試験に合格すること。修得すべき単位の内訳については、後出の「授業科目の履修方法」及び研究科細則を参照のこと。

(2) 博士後期課程進学者・編入学者の修了要件

博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、14単位以上（第一演習12単位以上を含む）を修得し、学位論文計画書審査に合格した上、（2022（令和4）年度以降進学者については、さらにリサーチ・コロキウムで報告し、合格した上、）本研究科が行う学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

演習

- (1) 修士課程又は博士後期課程に入学、進学、編入学及び再入学した者は、特定の演習（ゼミナール）を第一演習として履修しなければならない。第一演習の担当教員がその院生の指導教員となる。
- (2) 第一演習は、春夏学期及び秋冬学期ごとに1科目2単位とする。
- (3) (2)のほかに各学期一つの演習を第二演習として履修することができる。その際、他の研究科の演習を第二演習として履修することもできるが、第二演習として履修することができないものもあるので注意すること。
- (4) 第二演習は、春夏学期及び秋冬学期ごとに1科目2単位とする。
- (5) 本研究科所属の演習担当教員は、後出の「2. 社会学研究科演習担当教員」に示してある。また、演習担当教員の研究テーマや研究業績については社会学研究科ウェブサイト（<https://www.soc.hit-u.ac.jp/>）を参照のこと。
- (6) 演習の履修については、志望する指導教員と面接して、事前にその承認を得なければならない。
- (7) 修士課程又は博士後期課程の在学期間中における演習指導教員の変更については、後出の「演習の履修方法」を参照のこと。

講義

- (1) 本研究科に開設する授業科目及び単位数は、後出の「3. 社会学研究科講義表」（CELS ダウンロードセンターに掲載）を参照のこと。
- (2) 週1回四学期間開講する講義は4単位、週1回二学期間開講する講義および週2回一学期間開講する

講義は2単位とする。

- (3) 講義表の分類欄に学部・大学院共修科目（共修）と表示してあるものは、学部学生と大学院生とがともに履修可能な講義であり、大学院専修科目（専修）と表示してあるものは、院生だけが履修できる講義である。

博士後期課程在学者の論文指導委員会の設置

【2022（令和4）年度以降 博士後期課程入学者】

- (1) 博士後期課程の院生全員に、論文指導委員会を設置する。
- (2) 論文指導委員会は第一演習指導教員及び副指導教員の2名で構成する。
- (3) 博士後期課程の院生は、第一演習指導教員および副指導教員を内諾した教員の計2名の記載された承諾書（所定用紙）を、1年次7月末日までに社会学研究科事務室に提出すること。留学又は休学等のため、7月末日までに提出できない場合は、その事由が止んだ後直ちに、同承諾書を提出すること。なお副指導教員の変更は、任意の時期に行うことができる。

【2021（令和3）年度以前 博士後期課程入学者】

- (1) 博士後期課程の院生全員に、論文指導委員会を設置する。
- (2) 論文指導委員会は第一演習指導教員（指導教員）及び他の1名の教員（論文指導委員）の2名で構成する。
- (3) 博士後期課程の院生は全員、第一演習指導教員以外の、あらかじめ論文指導委員会委員を内諾した教員が署名・捺印した論文指導委員承諾書（所定用紙）を、4月末日までに提出しなければならない。留学又は休学等のため、4月末日までに提出できない場合は、その事由が止んだ後直ちに、同承諾書を提出しなければならない。なお、論文指導委員会委員の変更は、年度ごとに行うことができる。
- (4) 博士後期課程の院生は、毎年度論文指導委員承諾書（所定用紙）を提出しなければならない。また、学位論文計画書審査に合格した場合でも、博士論文を提出するまでは同承諾書を提出しなければならない。

授業科目の履修方法

修士課程総合社会科学専攻の履修

- ① 第一演習8単位以上、「社会科学研究の基礎」2単位、「リサーチ・ワークショップ」2単位、社会学研究科及び他研究科の授業科目（第二演習を含み、第一演習及びリサーチ・ワークショップを除く。）のうちから18単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。
- ② 上記①の「合計30単位以上」のうち、社会学研究科の学部・大学院共修科目及び大学院専修科目（研究科共通科目及び研究科専門科目のうち第一演習、第二演習、ならびにリサーチ・ワークショップを除く科目）のうちから10単位以上を修得しなければならない。なお、2022年度以前の履修方法で義務付けられていた「分類B」科目10単位以上を修得する旨の規定は廃止されるため、2022年度以前入学者で2022年度以前に研究科共通科目、総合社会科学専攻科目ならびに地球社会研究専攻科目のうち「分類B」以外であった科目（ただし、第一演習、第二演習、リサーチ・ワークショップを除く）を修得済みの場合は、この単位を上記の10単位に含めることができる。
- ③ 必修の大学院専修科目である「社会科学研究の基礎」は、所属する分野が開設した科目を履修することが望ましい。また、「社会科学研究の基礎」（「地球社会研究の基礎」を含む。）は複数科目を履修するこ

とが可能（修了所要単位にも算入される）。

- ④ 「アーカイブズ総論」、「アーカイブズ資源研究」、「アーカイブズ管理研究Ⅰ（記録管理と評価選別）」、「アーカイブズ管理研究Ⅱ（記述の実践）」、「アーカイブズ管理研究Ⅲ（法制度と組織管理）」及び「アーカイブズ管理研究Ⅳ（保存管理）」の6科目から修得した単位については、4単位まで修了所要単位に算入することができる。
- ⑤ 「インターンシップ（アーカイブズ実習）」については、上記④の6科目を修得又は修得見込みの場合のみ履修ができ、上記④の4単位とは別に修了所要単位に算入することができる。
- ⑥ 言語社会学研究科の学芸員科目を履修する場合には、「博物館概論」及び「博物館資料論」の単位のみ、修了所要単位に算入することができる。

修士課程地球社会研究専攻の履修

- ① 第一演習8単位以上、「地球社会研究の基礎」2単位、「リサーチ・ワークショップ」2単位、社会学研究科及び他研究科の授業科目（第二演習を含み、第一演習及びリサーチ・ワークショップを除く。）のうちから18単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

ただし、2022年度以前の修士課程入学者は、第一演習8単位以上、「地球社会研究Ⅰ」または「地球社会研究の基礎」2単位、社会学研究科及び他研究科の授業科目ならびに社会学部及び他学部の学部発展科目のうちから20単位以上、合計30単位以上を修得することとする（「修士論文中間報告会」での報告が二年次以降の第一演習の単位認定となる）。その際、社会学部及び他学部の学部発展科目は、2022年度までに修得したもの、2023年度以降に修得するものを問わず、合計6単位まで、修了所要単位に含めることができる（2023年度以降に修士課程に入学した者は、学部発展科目を修了所要単位に含むことはできない）。

- ② 上記①の「合計30単位以上」のうち、社会学研究科の学部・大学院共修科目及び大学院専修科目（研究科共通科目及び研究科専門科目のうち第一演習、第二演習、ならびにリサーチ・ワークショップを除く科目）のうちから10単位以上を修得しなければならない。なお、2022年度以前の履修方法で義務付けられていた地球社会研究専攻の基幹講義群・実践科目群から10単位以上を修得する旨の規定は廃止されるため、2022年度以前入学者で2022年度以前に研究科共通科目ならびに総合社会科学専攻科目（ただし、第二演習を除く）を修得済みの者は、この単位を上記の10単位に含めることができる。
- ③ 必修の大学院専修科目である「地球社会研究の基礎」に加えて、「社会科学研究の基礎」を履修することも可能（修了所要単位にも算入される）。
- ④ 研究科共通科目のうち、「アーカイブズ総論」、「アーカイブズ資源研究」、「アーカイブズ管理研究Ⅰ（記録管理と評価選別）」、「アーカイブズ管理研究Ⅱ（記述の実践）」、「アーカイブズ管理研究Ⅲ（法制度と組織管理）」及び「アーカイブズ管理研究Ⅳ（保存管理）」の6科目から修得した単位については、4単位まで修了所要単位に算入することができる。
- ⑤ 研究科共通科目のうち、「インターンシップ（アーカイブズ実習）」については、上記⑤の6科目を修得又は修得見込みの場合のみ履修ができ、上記⑤の4単位とは別に修了所要単位に算入することができる。
- ⑥ 言語社会学研究科の学芸員科目を履修する場合には、「博物館概論」及び「博物館資料論」の単位のみ、修了所要単位に算入することができる。

修士課程社会人特別選考により入学した者の履修

【2023（令和5）年度以降 修士課程入学者】

他の入学試験により入学した者の履修に準じる。

【2022（令和4）年度以前 修士課程入学者】

他の入学試験により入学した者の履修に準じる。ただし、「社会科学研究の技法」2単位を修得済みの場合は、これを修了所要単位に含めることができる。

学部・修士課程五年一貫教育プログラム履修資格者の履修

- ① 一橋大学社会学部在学中に「学部・修士課程五年一貫教育プログラム」の履修資格を得た者は、学部4年次に修士課程1年次相当の大学院科目を履修することができる。また、修士課程進学後、修士課程1年次を便宜上、修士課程2年次とみなして履修をすることができる。
- ② 修士課程に入学前に修得した大学院科目の単位は、16単位まで修士課程の修了所要単位に算入することができる（学部卒業のために必要とされる単位に含まれる単位は、修士課程修了所要単位に算入することができない）。算入できる16単位のうち、第一演習は4単位、第二演習及び他研究科の大学院演習は合計4単位を上まわることはいできない。
- ③ 修士課程の総合社会科学研究専攻に入学した者が、学部在学中に「地球社会研究の基礎」を修得した場合は、これを「社会科学研究の基礎」を修得したものとみなすことができる。同様に、修士課程の地球社会研究専攻に入学した者が、学部在学中に「社会科学研究の基礎」を修得した場合は、これを「地球社会研究の基礎」を修得したものとみなすことができる。

修士課程及び博士後期課程に在学する外国人留学生等の履修

第一演習の指導教員及び国際教育交流センターの教員が承認した場合、社会学研究科に在学する外国人留学生等（日本語を母語としない者等）は、一橋大学学部履修規則別表にある日本語教育科目のうち、社会学研究科長が認めた科目を履修することができる（科目表は、社会学研究科事務室に問い合わせること）。ただし、これらの科目は修士課程及び博士後期課程の修了所要単位に算入することはできず、また、8単位を超えて履修することはできない。

博士後期課程総合社会科学専攻及び地球社会研究専攻の履修

第一演習12単位以上、第一演習を除く社会学研究科及び他研究科の授業科目（第二演習を含む。）から2単位以上、合計14単位以上を修得しなければならない。

演習の履修方法

(1) 第一演習

- ① 第一演習は、大学院入学試験又は進学・編入学試験出願時に指導教員として希望した教員の演習を履修しなければならない。ただし、本研究科委員会の承認を得て、出願時に希望した教員以外の演習を第一演習とすることができる。
- ② 第一演習の指導教員の担当専攻が変更された場合も、同じ教員の第一演習を履修する。また、学生の所属専攻が変更されることはない。

(2) 第二演習

- ① 第二演習については、所属する専攻・研究分野にかかわらず、演習を履修することができる。その際、他の研究科の演習を、第二演習として履修することもできる。ただし、経営管理研究科経営・金融専攻の演習等、第二演習として履修することができないものもあるので注意すること。
- ② 1学年につき第一演習と第二演習の履修志望者の合計が5名を超えた場合には、当該演習の担当教員は、第二演習の履修志望者について選考を行うことができる。

(3) 演習指導教員の変更

- ① 修士課程又は博士後期課程在学期間中における第一演習及び第二演習の指導教員の変更は、春夏学期、秋冬学期毎に行うことができる。ただし第一演習の指導教員を変更する場合は、指導教員変更願(所定用紙)を提出しなければならない。
- ② 第一演習の指導教員の変更にあって、教員の学生募集専攻を考慮する必要はない。また、学生募集専攻が異なる教員間で指導教員を変更した場合も、学生の所属専攻が変更されることはない。

先端課題研究及び学際共創研究**(1) 先端課題研究**

- ① 現代的な研究課題について、社会学研究科所属の教員が専門を超えて共同で3年間(2年間は本研究期間、1年間はフォロー・アップ研究期間)の研究を行い、これに院生も年度ごとに参加することができる。
- ② 先端課題研究に参加する院生は、定例の研究会に参加しなければならない。定例の研究会に参加した院生は、通年2単位の「先端課題研究」を履修したこととなる。
- ③ 先端課題研究に参加する教員は、当該研究期間に先端課題関連講義を開設する。この講義については、後出の講義表の最後に、「(別表) プロジェクト関連講義」として一括して掲載してある。

(2) 学際共創研究

- ① 社会学研究科所属の教員と東京外国語大学の教員とが共同で行う研究プロジェクトである。
- ② 院生の参加及び単位認定については、先端課題研究に準じる。

リサーチ・ワークショップ(修士課程)

- ① 修士課程の院生は、2年次以降(学部・修士課程五年一貫教育プログラム履修資格者においては、1年次以降)にリサーチ・ワークショップを履修しなければならない。2022年度以前に地球社会研究専攻に入学した者は、リサーチ・ワークショップを履修する必要はないが、2年次以降の修士論文中間報告会での報告が第一演習単位修得の条件となる。
- ② リサーチ・ワークショップは、専攻にかかわらず研究分野ごとに開設され、通年2単位とする。2022年度以前の総合社会科学専攻入学者に関しては、入学時の6分野(社会動態研究、社会文化研究、人間行動研究、人間・社会形成研究、総合政策研究、歴史社会研究)ごと、2023年度以降入学者に関しては、社会学研究、共生社会研究、歴史社会文化研究、および、超域社会研究の4分野、ないし各分野内のサブグループごとに開設される。
- ③ 所属する研究分野のリサーチ・ワークショップを履修しなければならない。

学位論文計画書及びリサーチ・コロキウム（博士後期課程）

(1) 学位論文計画書

- ① 博士後期課程の院生は、学位論文提出に先立って、学位論文計画書を提出しなければならない。
- ② 詳細は、後出の「課程修了の認定」及び研究科細則第15条及び16条を参照のこと。

(2) リサーチ・コロキウム

- ① 博士後期課程の院生で、2023（令和5）年度以降入学の者は、2年次以降にリサーチ・コロキウムにおいて報告を行わなければならない。
- ② 詳細は、後出の「課程修了の認定」及び研究科細則第17条及び18条を参照のこと。

課程修了の認定

(1) 学位の種類

修士課程又は博士後期課程の修了を認定された者には、修士(社会学)又は博士(社会学)の学位を授与する。

(2) 試験

- ① 課程修了の認定は試験による。試験には学科試験、学位論文審査及び学位論文最終試験の三種がある。
- ② 学科試験は、履修を届け出た授業科目について、期日を定めて行う。

(3) 成績評価及び認定

- ① 履修科目及び修士課程の学位論文の成績は、A+、A、B、C及びFの5段階とし、A+、A、B、及びCを合格、Fを不合格とする。ただし、演習、先端課題研究、リサーチ・ワークショップ、Managing the SDGs - SIGMA Global Active Learning及びResponsible Digital Transformation - SIGMA Global Active Learningの成績は、E（合格）及びF（不合格）の2段階とする。
- ② 博士後期課程在学者の学位論文の成績は、E（合格）及びF（不合格）の2段階とする。

(4) 修士課程在学者の学位論文審査及び最終試験

- ① 修士課程の所定の単位を修得して修士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出しなければならない。ただし、それを提出する学期には在学していなければならない。
- ② 学位論文は、所定の日までに本研究科長に提出するものとする。
- ③ 学位論文としては、主論文1通、主論文の写し2通及び修士論文要旨2通を提出しなければならない。博士後期課程への進学を希望する者については、これに加えて主論文の写し1通(合計・写し3通)及び修士論文要旨2通(合計・要旨4通)を提出しなければならない。また、学位論文の表紙及び扉ページ等については所定の様式(社会学研究科ウェブサイト上の「修士論文表紙作成要領」参照)に従うこと。
- ④ 学位論文の執筆にあたっては、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」および本研究科の「大学院生研究倫理規範」を遵守しなければならない。学位論文提出時には「修士論文の研究倫理規範に係る誓約書」を提出しなければならない。
- ⑤ 学位論文審査及び最終試験は、審査基準にしたがって、2人以上の審査員によって行う。審査員は、

提出論文の題目に基づき、本研究科委員会において選出する。

- ⑥ 修士課程の学位論文審査及び最終試験においては、専門分野における基礎的研究能力と広い学問基盤、学位論文の問題意識・構成力・表現力等を基準に評価が行われる。
- ⑦ 最終試験は、2年次の所定の期日に、学位論文を中心として口頭試問により行う。
- ⑧ 修士課程を修了して引き続き博士後期課程への進学を希望する者については、別に博士後期課程進学要項及び必要書類を配布する。
- ⑨ 修士論文を執筆する際に使用する言語は原則として日本語とする。ただし、指導教員が研究上必要であると判断し、承諾した場合には、英語を使用できる。この場合、修士論文を提出するときに、指導教員の承諾書(所定用紙)を提出しなければならない。
- ⑩ 地球社会研究専攻の学生は、修士論文を提出する年度の「修士論文中間報告会」において修士論文の構想と課題、方法論などについて報告しなければならない。

(5) 博士後期課程在学者の学位請求論文提出資格

【2022（令和4）年度以降 博士後期課程入学者】

- ① 博士後期課程在学者のうち、学位論文計画書およびリサーチ・コロキアムの審査に合格した者に学位請求論文提出資格を認める。
- ② 学位論文計画書は、原則として博士後期課程1年次の1月末日までに指導教員・副指導教員に提出する。ただし病気、留学等の事情がある場合には、指導教員と相談のうえ、学位論文計画書の提出を遅らせることができる。なお、休学中は学位論文計画書を提出することができない。
- ③ 論文指導委員会は、原則として提出後1週間以内に合否の判定を行う。学位論文計画書の審査の合格を、リサーチ・コロキウム参加の条件とする。
- ④ 博士後期課程在籍者は、2年次の2月に開催されるリサーチ・コロキウムにおいて、学位論文の概要を報告する。ただし病気、留学等の事情がある場合には、指導教員と相談のうえ、リサーチ・コロキウムでの報告を遅らせることができる。また長期履修者の場合は、2年次終了相当の時期に実施する。なお、審査期間中は大学院に在学している必要がある。
- ⑤ 論文指導委員会が合否の判定を行う。不合格となった場合、論文指導委員会により3年次の5月までに再審査を行う。

【2021（令和3）年度以前 博士後期課程入学者】

- ① 博士後期課程在学者については、学位論文計画書審査に合格した者に学位請求論文提出資格を認める。
- ② 学位論文計画書は博士後期課程2年次以上の者が随時提出できる。ただし、その審査期間中は在学していなければならない。
- ③ 学位論文計画書は3通を提出する。
- ④ 学位論文計画書は、論文指導委員会の指導に基づき、研究分野・研究テーマ等の具体的条件に対応した内容を盛りこむこととする。
- ⑤ 論文指導委員会は提出された学位論文計画書を1か月以内に審査して合否を決定する。
- ⑥ 合格者の学位請求論文提出資格認定日は学位論文計画書提出日とし、認定日から6か月を経過した日より、学位請求論文を提出することができる。

(6) 博士後期課程在学者の学位論文審査及び最終試験

- ① 博士後期課程の所定の単位を修得して博士の学位を得ようとする者は、学位請求論文を提出しなければならない。ただし、論文審査期間中及び最終試験が終了するまでは在学していなければならない。
- ② 学位請求論文の提出期限は、10月末日、1月末日及び3月末日とする。ただし博士後期課程での在学期間が3年を越えた者に限り6月末日とすることができる。最終試験終了時期は、それぞれ3月中、6月中、7月中及び11月中とする(学位授与日をもって最終試験終了とみなすので、注意すること)。
- ③ 学位請求論文提出時には、学位請求論文(仮製本)4通、論文要旨4通、論文目録(所定用紙)1通を提出しなければならない。なお、参考論文、書評等を併せて提出することができる。また、学位論文の表紙及び扉ページ等については所定の様式(社会学研究科ウェブサイト上の「博士論文表紙作成要領」参照)に従うこと。
- ④ 学位請求論文の執筆にあたっては、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」および本研究科の「大学院生研究倫理規範」を遵守しなければならない。学位請求論文提出時には「博士学位請求論文の研究倫理規範に係る誓約書」を提出しなければならない。
- ⑤ 学位論文審査及び最終試験は、審査基準にしたがって、3人以上の審査員によって行う。審査員は、提出論文の題目に基づき、本研究科委員会において選出する。この審査員のうち2人は当該院生の論文指導委員会委員でなければならない。
- ⑥ 博士後期課程の学位論文審査及び最終試験においては、自立した研究者としての高度な研究能力、卓越した専門性、深く豊かな学識、学位請求論文の完成度・学問的貢献度等を基準に評価が行われる。
- ⑦ 学位論文審査の期間は、原則として学位請求論文提出期限後3か月以内とする。ただし3月末日を提出期限とした場合には2か月以内とする。
- ⑧ 最終試験は、学位論文審査終了後、研究科委員会の票決の前月15日までにを行う。
- ⑨ 最終試験で合格と認定された学位申請者は、研究科委員会の票決の1週間前までに、学位論文の全文及びその要旨の電子データ、対照表1通、博士論文のインターネットによる全文公開に関する取扱いについての同意書(所定用紙)を提出しなければならない。なお、学位論文の表紙については所定の様式(社会学研究科ウェブサイト上の「博士論文表紙作成要領」参照)に従うこと。
- ⑩ 1月末日、3月末日及び6月末日の提出期限に学位請求論文を提出した者は、合格した場合は学期途中での修了となるので、1月末日及び3月末日の提出者は翌年度の4月初めの所定の期間に、6月末日の提出者はその年度の9月中旬の所定の期間に、学生支援課窓口へ授業料分納願を提出しておくこと。
- ⑪ 学位請求論文を執筆する際に使用する言語は原則として日本語とする。ただし、指導教員が研究上必要であると判断し、承諾した場合には、英語を使用できる。

(7) 博士課程単位修得者の取扱い

- ① 博士後期課程の所定の単位を修得し、かつ、博士後期課程に3年以上在学した者が退学する場合には、これを博士課程単位修得者と認める。
- ② 博士後期課程の所定の単位を修得し、かつ、博士後期課程に3年以上在学して、学位論文計画書の審査に合格した者が、退学の日から5年以内に学位論文を提出したときは、学位規則第8条第2項に定める試験は免除する。

(8) その他

博士後期課程における学位論文計画書、リサーチ・コロキウム、学位請求論文提出の手続きについては、

社会学研究科ウェブサイト上の「**社会学研究科博士後期課程在学者の学位論文提出方法等について**」に詳細が記載されているので、必ずそれに従って行うこと。

2. 社会学研究科演習担当教員

●は総合社会科学専攻担当の教員、○は地球社会研究専攻担当の教員、下線は当該分野を兼任する教員

△印を付してある教員は、本年度第一演習の新規申込みを受理しない

▲印を付してある教員は、本年度博士後期課程の第一演習の新規申込みを受理しない

×印を付してある教員は、本年度演習を担当しない。

(社会学研究分野)

- 菊谷和宏教授 (社会学史、社会理論)
- 佐藤圭一講師 (政治社会学、環境社会学、社会ネットワーク分析)
- 数土直紀教授 (計量社会学、社会階層論)
- 多田治教授 (文化の社会学、社会理論、観光研究)
- 根本雅也講師 (質的調査法、歴史社会学)
- 飯尾真貴子講師 (国際社会学、国際移動研究、移民政策論)
- 竹中歩教授 (国際社会学、都市社会学、移民・エスニシティ研究)
- 佐藤文香教授 (ジェンダーの社会理論・社会学、軍隊・戦争の社会学)
- 田中亜以子講師 (ジェンダー・セクシュアリティ研究、歴史社会学)
- 山田哲也教授 (社会調査、教育社会学)
- 西野史子教授 (労働社会学)
- 坂なつこ教授 (スポーツ・身体文化理論、スポーツ社会学)

(共生社会研究分野)

- 中田康彦教授 (教育政策、教育計画論)
- 山田哲也教授 (現代教育論、教育問題の社会学)
- 太田美幸教授 (比較発達社会史、ノンフォーマル教育)
- 宮地尚子教授 (文化精神医学、医療人類学、トラウマ研究)
- 坂なつこ教授 (スポーツ社会学、スポーツ・レジャー文化研究)
- 鈴木直文教授 (スポーツ社会学、都市政策・コミュニティ政策)
- 猪飼周平教授 (社会政策、社会福祉)
- 白瀬由美香教授 (社会福祉、社会政策)
- 西野史子教授 (雇用関係、雇用政策)
- 堂免隆浩教授 (都市政策、地域政策、コミュニティ政策)

(歴史社会文化研究分野)

- ▲ 若尾政希特任教授 (日本史、日本思想史)
- 石居人也教授 (日本史、日本近現代史)
- 加藤祐介講師 (日本史、日本政治史)
- 鈴木直樹講師 (日本史、日本近世史)
- 洪郁如教授 (アジア史、台湾近現代史、帝国植民統治史、歴史と記憶の研究)
- 佐藤仁史教授 (アジア史、中国近世・近現代史、日中関係史)
- 加藤圭木教授 (アジア史、朝鮮近現代史、日本の戦争・植民地支配)
- △ 中野聡特任教授 (アメリカ史、国際関係史)
- 貴堂嘉之教授 (アメリカ史、人種・ジェンダー・エスニシティ研究)
- 牧田義也講師 (アメリカ史、グローバルヒストリー)
- 田中亜以子講師 (ジェンダー史・セクシュアリティ史)
- 秋山晋吾教授 (ヨーロッパ史、東ヨーロッパ地域研究)
- ▲ 森村敏己特任教授 (社会思想史、ヨーロッパ史)
- 柏崎正憲講師 (社会思想史、経済学史)
- 井頭昌彦教授 (哲学・倫理学)
- 吉沢文武講師 (哲学・倫理学)
- 井川ちとせ教授 (英語圏文芸思想)
- 寺尾智史教授 (言語社会学)

(超域社会研究分野)

- 小椋郁馬講師 (政治学、政治行動論)
- 田中拓道教授 (政治学、比較政治経済学、政治学)
- ジョナサン・ルイス教授 (政治学、社会情報学、メディア研究)
- 福富満久教授 (国際政治学、国際関係論)
- 稲葉哲郎教授 (社会心理学、メディア効果研究、世論研究)
- 宮本百合教授 (社会心理学、文化心理学)
- 後藤伸彦講師 (社会心理学、社会的認知)
- 大杉高司教授 (社会 / 文化人類学)
- 久保明教授 (社会 / 文化人類学)
- 上田元教授 (社会地理学、地域・環境と開発)
- 小泉佑介講師 (社会地理学、地域研究、人間と環境)
- 大坪俊通教授 (地球科学)
- 大瀧友里奈教授 (環境科学、環境配慮行動)
- 赤嶺淳教授 (フードスタディーズ、環境と社会)
- 鈴木直文教授 (開発研究、スポーツと開発)

それぞれの演習の紹介は社会学研究科ウェブサイト (<https://www.soc.hit-u.ac.jp/>) に掲載されている。

3. 社会学研究科講義表 (CELS ダウンロードセンターに掲載)

「分類」欄

共修 (学部・大学院共修科目) : 学部学生と大学院生がともに履修可能な科目

専修 (大学院専修科目) : 大学院生だけが履修可能な科目

「学期」欄

春 : 春学期に開講する科目

夏 : 夏学期に開講する科目

秋 : 秋学期に開講する科目

冬 : 冬学期に開講する科目

春夏 : 春学期～夏学期にかけて開講する科目

秋冬 : 秋学期～冬学期にかけて開講する科目

通年 : 通年で開講する科目

「2024年度担当者」欄

× : 本年度休講

- 講義表は「学務情報システム CELS」(<https://cels.hit-u.ac.jp/campusweb/>) の、下記の場所に掲載されている。

CELS→ダウンロードセンター→001. 授業関係 1 (授業時間割 Timetable) →2) 大学院
Postgraduate

- 講義表の内容は更新・変更される場合があるので、必ず最新の情報、シラバスなどを確認すること。
- シラバス (WEBシラバス) も「学務情報システム CELS」(<https://cels.hit-u.ac.jp/campusweb/>) に掲載されている。

ナンバリングについて

講義表には授業科目のナンバリングが記載されている。自身の所属する課程・部門に該当する科目を判断する材料として履修登録の際にはナンバリングを参考にする事。

(付番例)

S G- B 5 01-A-00
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

	項目	割り振り
①	開講学部	S : 社会学研究科
②	学部/大学院	G : 大学院科目
③	専攻・部門等	B : 社会学研究 C : 共生社会研究 D : 歴史社会文化研究 E : 超域社会研究 F : 科目群外講義 G : 研究科共通科目
④	科目区分	4 : 学部・大学院共修科目 5 : 大学院科目(修士課程) 6 : 大学院科目(博士課程) 7 : 特別講義、寄附講義等(上記以外の区分) 8 : 演習・研究指導
⑤	通し番号	01~99
⑥	開講形態	G : GLP 科目 S : 演習 L : 特別講義 A : 上記以外
⑦	枝番	00~99

5. 社会学研究科規則

(目的)

第1条 この規則は、一橋大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項、一橋大学学位規則（平成16年規則第72号。以下「学位規則」という。）及び一橋大学大学院社会学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

(研究科、課程、専攻の設立目的)

第2条 本研究科は、社会科学の分野において、専門性と総合性を併せ持つ研究者と学識ある高度な専門的職業人を育成することを目的とする。

2 本研究科に、博士課程を置き、修士の学位を与える課程（以下「修士課程」という。）及び修士の学位を得た者を対象に博士の学位を与える課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。修士課程は、社会科学の幅広い知識と深い問題意識によって支えられた研究基盤と高度な実践能力を備えた人材を育成することを目的とし、博士後期課程は、高度な専門性と豊かな学識、卓越した研究能力と自立性を備えた研究者を育成することを目的とする。

3 本研究科に、総合社会科学専攻と地球社会研究専攻を置く。総合社会科学専攻では、各専門分野における学術探究とその総合的発展を担う人材の育成をめざした教育研究を行う。地球社会研究専攻では、理論と実践を統合し地球規模の諸問題に取り組む能力をもつ人材の育成をめざした教育研究を行う。

(修士課程修了の要件)

第3条 修士課程修了の要件は、2年以上在学し、30単位以上（第一演習8単位以上を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科が行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学則第66条第1項ただし書及び同条第2項に基づき社会学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、在学期間の特例を認めることがある。

(博士後期課程修了の要件)

第4条 博士後期課程修了の要件は、3年以上在学し、14単位以上（第一演習12単位以上を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位論文計画書審査に合格した上、本研究科が行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学則第67条第1項ただし書に基づき研究科委員会の議を経て、在学期間の特例を認めることがある。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨申し出た時は、学則第45条の2第1項に定めるところにより、研究科委員会の議を経て、これを認めることができる。

(科目及び単位数)

第6条 本研究科に開設する科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第7条 科目の履修については、一橋大学大学院社会学研究科細則（平成16年規則第103号。以下「研究科細則」という。）に定めるところに従って単位を修得することとする。

(演習)

第8条 第3条及び第4条に規定する第一演習は、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期ごとに1科目を履修しなければならない。

(履修科目の登録及び撤回)

第9条 学生は履修しようとする科目を、所定の期間内に登録しなければならない。ただし、登録した履修

科目を所定の期間内に撤回できるものとする。

- 2 留学又は休学等のため所定の期間内に登録ができない場合は、その事由が止んだ後遅滞なく、登録をしなければならない。

(履修科目の評価)

第10条 履修科目の評価は、科目担当教員が、試験、論文又は平常の成績により行う。

(試験)

第11条 学科試験は、期日を定めて行う。

(修士課程の学位論文)

第12条 修士課程の所定の単位を修得して修士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出しなければならない。ただし、それを提出する学期に在学するものとする。

- 2 学位論文は、所定の日までに、研究科細則の定めるところにより社会学研究科長（以下「研究科長」という。）あてに提出するものとする。
- 3 学位論文審査及び最終試験については、研究科細則に定める。

(博士後期課程在学者の学位論文)

第13条 博士後期課程の所定の単位を修得して博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出しなければならない。ただし、論文審査期間中及び最終試験が終了するまで在学するものとする。

- 2 学位論文は、所定の日までに、研究科細則の定めるところにより研究科長あてに提出するものとする。
- 3 学位論文審査及び最終試験については、研究科細則に定める。

(博士後期課程在学者の学位論文提出資格)

第14条 前条の学位論文を提出しようとする者は、学位論文計画書を提出し、その審査に合格しなければならない。ただし、その審査期間中は在学するものとする。

- 2 学位論文計画書は、研究科細則の定めるところにより研究科長あてに提出するものとする。
- 3 学位論文計画書の審査については、研究科細則に定める。

(博士課程単位修得者の認定)

第15条 博士後期課程の所定の単位を修得し、かつ、博士後期課程に3年以上在学した者が退学する場合には、これを博士課程単位修得者と認める。

- 2 博士課程単位修得者の取扱いについては、研究科細則に定める。

(他の大学院等における修得単位の認定)

第16条 本研究科において、学則第62条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15単位を限度とする。

- 2 前項に基づく単位認定は、振替認定又は科目認定により行うこととし、その方法は別に定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 本研究科において、学則第65条の2の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、前条により本研究科において修得したものとみなす単位数とあわせて20単位を超えないものとする。

- 2 前項に基づく単位認定は、振替認定又は科目認定により行うこととし、その方法は別に定めるところによる。

(再入学)

第18条 学則第51条に基づき再入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、平成25年6月5日から施行し、改正後の一橋大学大学院社会学研究科規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

別表（第6条関係）

科目群名	授業科目	分類	単位数
研究科専門科目			
社会学研究	社会の構造と変動A	共修	2
	社会の構造と変動B	共修	2
	社会の構造と変動C	共修	2
	社会の構造と変動D	共修	2
	社会の構造と変動E	共修	2
	社会ネットワーク分析	共修	2
	国際社会と文化A	共修	2
	国際社会と文化B	共修	2
	国際社会の課題A	共修	2
	国際社会の課題B	共修	2
	Refugee and Forced Migration Studies	共修	2
	ジェンダー論	共修	2
	教育社会学特論	共修	2
	Gender and Japanese Society	共修	2
	都市のエスノグラフィ	共修	2
	社会学A	専修	2
	社会学B	専修	2
	社会学C	専修	2
	社会学D	専修	2
	社会学E	専修	2
	文化の社会学・社会理論	専修	2
	国際社会学特論	専修	2
	難民・移民政策論	専修	2
	平和とジェンダー	専修	2
	第一演習		2
	第二演習		2
	リサーチ・ワークショップ		2
共生社会学研究	教育政策	共修	2
	比較・国際教育学	共修	2
	トラウマと地球社会	共修	2
	スポーツと開発	共修	2
	スポーツ政策論	共修	2
	スポーツ文化論	共修	2

	スポーツの歴史	共修	2
	社会政策特論	共修	2
	社会福祉	共修	2
	雇用関係特論	共修	2
	都市・地域政策特論	共修	2
	教育計画A	専修	2
	教育計画B	専修	2
	教育の社会史	専修	2
	教育の研究方法論A	専修	2
	教育の研究方法論B	専修	2
	多文化社会の人間形成	専修	2
	地球社会と共生	専修	2
	国際スポーツ論	専修	2
	地域スポーツ論	専修	2
	福祉政策研究	専修	2
	雇用政策／産業・労働社会学	専修	2
	地域政策 I	専修	2
	地域政策 II	専修	2
	第一演習		2
	第二演習		2
	リサーチ・ワークショップ		2
歴史社会文化研究	日本思想史特論A	共修	2
	日本思想史特論B	共修	2
	日本史特論A	共修	2
	日本史特論B	共修	2
	日本史特論C	共修	2
	日本史特論D	共修	2
	アジア史特論A	共修	2
	アジア史特論B	共修	2
	アジア史特論C	共修	2
	アジア史特論D	共修	2
	アジア史特論E	共修	2
	ヨーロッパ史特論A	共修	2
	ヨーロッパ史特論B	共修	2
	アメリカ史特論A	共修	2
	アメリカ史特論B	共修	2

アメリカ史特論C	共修	2
アメリカ史特論D	共修	2
ジェンダー史特論	共修	2
Topics of Modern and Contemporary History A	共修	2
Topics of Modern and Contemporary History B	共修	2
哲学特論	共修	2
倫理学特論	共修	2
社会思想史A	共修	2
社会思想史B	共修	2
社会思想史原典講読A	共修	2
社会思想史原典講読B	共修	2
社会文化論原典講読A	共修	2
社会文化論原典講読B	共修	2
社会文化論原典講読C	共修	2
言語社会学A	共修	2
言語社会学B	共修	2
言語社会学特論A	共修	2
言語社会学特論B	共修	2
日本政治史特論	共修	2
日本史A（前近代）	専修	2
日本史B（近代）	専修	2
日本史C（現代）	専修	2
日本思想史	専修	2
アジア史A（前近代）	専修	2
アジア史B（近現代）	専修	2
ヨーロッパ史A（中近世）	専修	2
ヨーロッパ史B（近現代）	専修	2
アメリカ研究	専修	2
平和の思想	専修	2
戦争と社会	専修	2
社会哲学A	専修	2
社会哲学B	専修	2
社会思想	専修	2
文化生成研究	専修	2
文芸思想研究	専修	2
言語社会学	専修	2

	言語と人権	専修	2
	日本政治史	専修	2
	ジェンダー史の方法	専修	2
	第一演習		2
	第二演習		2
	リサーチ・ワークショップ		2
超域社会研究	比較政治	共修	2
	Political Behavior	共修	2
	政治学特論	共修	2
	Media Research Methods	共修	2
	国際正義論	共修	2
	Cultural Psychology	共修	2
	Social Psychological Perspectives on Health	共修	2
	Data Analysis and Presentation	共修	2
	Cultural Neuroscience	共修	2
	Cognitive Development	共修	2
	Parenting and Child Development	共修	2
	Biological Psychology	共修	2
	Cognitive Neuroscience	共修	2
	周辺状況の諸問題A	共修	2
	周辺状況の諸問題B	共修	2
	周辺状況の諸問題C	共修	2
	エスノグラフィA	共修	2
	エスノグラフィB	共修	2
	エスノグラフィC	共修	2
	国際開発論A	共修	2
	国際開発論B	共修	2
	社会開発論A	共修	2
	社会開発論B	共修	2
	地球環境と地域社会	共修	2
	ジェンダーとセクシュアリティの心理学	共修	2
	政治学A	専修	2
	政治学B	専修	2
	Politics and Social Media	専修	2
	国際政治・平和研究	専修	2
	国際政治・紛争研究	専修	2

	社会心理学A	専修	2
	社会心理学B	専修	2
	社会心理学C	専修	2
	社会心理学D	専修	2
	社会心理学研究法A	専修	2
	社会心理学研究法B	専修	2
	社会人類学Ⅰ	専修	2
	社会人類学Ⅱ	専修	2
	民族誌論	専修	2
	人類学特講Ⅰ	専修	2
	人類学特講Ⅱ	専修	2
	比較民族誌研究	専修	2
	地域研究の理論A	専修	2
	地域研究の理論B	専修	2
	相関地域研究A	専修	2
	相関地域研究B	専修	2
	科学と技術	専修	2
	環境とデータ	専修	2
	食と環境	専修	2
	第一演習		2
	第二演習		2
	リサーチ・ワークショップ		2
研究科共通科目			
方法科目群	社会科学研究の基礎A	専修	2
	社会科学研究の基礎B	専修	2
	社会科学研究の基礎C	専修	2
	社会科学研究の基礎D	専修	2
	社会科学研究の基礎E	専修	2
	地球社会研究の基礎A	専修	2
	地球社会研究の基礎B	専修	2
	社会調査Ⅰ	専修	2
	社会調査Ⅱ	専修	2
	実践データ分析特別演習	専修	2
	質的調査研究	共修	2
	質的研究と方法	専修	2
	量的データ解析法Ⅱ	共修	2

	アーカイブズの基礎と技法	専修	2
	アーカイブズ総論	専修	2
	アーカイブズ資源研究	専修	2
	アーカイブズ管理研究Ⅰ（記録管理と評価選別）	専修	2
	アーカイブズ管理研究Ⅱ（記述の実践）	専修	2
	アーカイブズ管理研究Ⅲ（法制度と組織管理）	専修	2
	アーカイブズ管理研究Ⅳ（保存管理）	専修	2
	インターンシップ（アーカイブズ実習）	専修	2
	発信英語力A（Discussion & Presentation 1）	共修	2
	発信英語力B（Discussion & Presentation 2）	専修	2
	発信英語力C（Discussion & Presentation 3）	専修	2
	発信英語力D（Academic Writing 1）	共修	2
	発信英語力E（Academic Writing 2）	専修	2
	発信英語力F（Academic Writing 3）	専修	2
	英語学術論文指導	専修	2
領域横断・実践科 目群	先端課題研究	専修	2
	セミナーシリーズ（国際社会学セミナー）	共修	2
	環境をめぐる問題と実践	共修	2
	文化交流の技法と実践	共修	2
	国際協力の実務と方法	共修	2
	デジタルメディアの実践Ⅰ	共修	2
	デジタルメディアの実践Ⅱ	共修	2
	教育技法の実践	専修	2
	ジャーナリズム実践論（朝日新聞寄附講義）	共修	2
	Managing the SDGs - SIGMA Global Active Learning	共修	2
	Responsible Digital Transformation - SIGMA Global Active Learning	共修	2
	インターンシップⅠ	専修	2
	インターンシップⅡ	専修	2
	Topics in Global Studies A	共修	2
	Topics in Global Studies B	共修	2
	Topics in Global Studies C	共修	2
	Topics in Global Studies D	共修	2
	学際共創研究	専修	2
	リサーチ演習Ⅰ	専修	2
	リサーチ演習Ⅱ	専修	2

	プロジェクト演習	専修	2
	地球社会博士特論	専修	2
	派遣留学特別講義	専修	1～
	特別認定科目	専修	1～

備考

単位数「1～」とある科目については、授業開講形態に応じた単位を付与する。

6. 社会学研究科細則

(目的)

第1条 この細則は、一橋大学大学院社会学研究科規則（平成16年規則第102号。以下「研究科規則」という。）中、別に定めるように規定されている事項及び研究科規則の施行に必要な事項について定めるものとする。

(修士課程総合社会科学専攻の履修)

第2条 総合社会科学専攻に所属する者については、修士課程において、「第一演習」8単位以上、「社会科学の基礎」2単位、「リサーチ・ワークショップ」2単位、社会学研究科又は他の研究科の授業科目（第二演習を含み、第一演習及びリサーチ・ワークショップを除く。）のうちから18単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。なお、「リサーチ・ワークショップ」は、2年次以降（学部・修士課程五年一貫教育プログラム履修資格者においては、1年次以降）に履修するものとする。ただし、学部・修士課程五年一貫教育プログラム履修資格者が修士課程進学前に「地球社会研究の基礎」2単位を修得した場合は、当該科目を履修したことをもって、「社会科学の基礎」2単位を修得したものとみなすことができる。

2 修士課程及び博士後期課程における研究科共通科目及び研究科専門科目の講義は、学部・大学院共修科目（学部生及び大学院生が履修可能な講義）及び大学院専修科目（大学院生のみが履修する講義）に区分され、これらの科目のうちから、10単位以上を修得しなければならない。

3 他の研究科の授業科目を履修することができる。ただし、別に定めるものを除くものとする。

4 「アーカイブズ総論」、「アーカイブズ資源研究」、「アーカイブズ管理研究Ⅰ（記録管理と評価選別）」、「アーカイブズ管理研究Ⅱ（記述の実践）」、「アーカイブズ管理研究Ⅲ（法制度と組織管理）」又は「アーカイブズ管理研究Ⅳ（保存管理）」を履修し修得した単位については、4単位を限度に修了所要単位に算入することができる。

5 「インターンシップ（アーカイブズ実習）」については、前項に規定する6科目の単位を修得又は修得見込みの場合のみ履修することができ、同項に規定する4単位とは別に修了所要単位に算入することができる。

6 一橋大学大学院言語社会研究科規則（平成16年規則第104号。以下「言語社会研究科規則」という。）別表第2に定める科目のうち、「博物館概論」及び「博物館資料論」以外の科目を履修し修得した単位は、研究科規則第3条に定める修了所要単位に算入できない。

7 社会学研究科の授業科目を、本研究科修士課程に入学する前に履修し、試験に合格している者については、社会学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が認めた場合には、当該授業科目の単位数を16単位を限度として、第1項の修得単位に算入することができる。ただし、その単位を除いても本学の社会学部又は社会学部以外の他の学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たした場合に限ることとし、算入することができる16単位のうち、第一演習は4単位、第二演習と他の研究科の演習は合計4単位を上限とする。

(修士課程地球社会研究専攻の履修)

第3条 地球社会研究専攻に所属する者については、修士課程において、「第一演習」8単位以上、「地球社会研究の基礎」2単位、「リサーチ・ワークショップ」2単位、社会学研究科又は他の研究科の授業科目（第二演習を含み、第一演習及びリサーチ・ワークショップを除く。）のうちから18単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。なお、「リサーチ・ワークショップ」は、2年次以降（学

部・修士課程五年一貫教育プログラム履修資格者においては、1年次以降)に履修するものとする。ただし、学部・修士課程五年一貫教育プログラム履修資格者が修士課程進学前に「社会科学研究の基礎」2単位を修得した場合は、当該科目を履修したことをもって、「地球社会研究の基礎」2単位を修得したものとみなすことができる。

- 2 修士課程及び博士後期課程における研究科共通科目及び研究科専門科目の講義は、学部・大学院共修科目(学部生及び大学院生が履修可能な講義)及び大学院専修科目(大学院生のみが履修する講義)に区分され、これらの科目のうちから、10単位以上を修得しなければならない。
- 3 他の研究科の授業科目を履修することができる。ただし、別に定めるものを除くものとする。
- 4 「アーカイブズ総論」、「アーカイブズ資源研究」、「アーカイブズ管理研究Ⅰ(記録管理と評価選別)」、「アーカイブズ管理研究Ⅱ(記述の実践)」、「アーカイブズ管理研究Ⅲ(法制度と組織管理)」又は「アーカイブズ管理研究Ⅳ(保存管理)」を履修し修得した単位については、4単位を限度に修了所要単位に算入することができる。
- 5 「インターンシップ(アーカイブズ実習)」については、前項に規定する6科目の単位を修得又は修得見込みの場合のみ履修することができ、同項に規定する4単位とは別に修了所要単位に算入することができる。
- 6 言語社会研究科規則別表第2に定める科目のうち、「博物館概論」及び「博物館資料論」以外の科目を履修し修得した単位は、研究科規則第3条に定める修了所要単位に算入できない。
- 7 前条第7項の規定は、修士課程地球社会研究専攻についても準用する。

(博士後期課程総合社会科学専攻の履修)

第4条 総合社会科学専攻に所属する者については、博士後期課程において、第一演習12単位以上、社会学研究科及び他の研究科の授業科目(第二演習を含み、第一演習を除く。)のうちから2単位以上、合計14単位以上を修得しなければならない。ただし、別に定めるものを除くものとする。

(博士後期課程地球社会研究専攻の履修)

第5条 地球社会研究専攻に所属する者については、博士後期課程において、第一演習12単位以上、社会学研究科及び他の研究科の授業科目(第二演習を含み、第一演習を除く。)のうちから2単位以上、合計14単位以上を修得しなければならない。ただし、別に定めるものを除くものとする。

(演習の履修)

第6条 演習は、第一演習及び第二演習とし、修士課程又は博士後期課程においては、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期の区分ごとに、「第一演習」を含め演習を2つまで履修することができる。

- 2 第一演習は、大学院入学、進学、編入及び再入学試験の出願時に指導教員として希望した教員の演習を履修しなければならない。ただし、社会学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の承認を得て、希望した教員以外の教員の演習を第一演習とすることができる。
- 3 第二演習については、所属する専攻・研究分野にかかわらず、演習を履修することができる。また、他の研究科の演習を、第二演習として履修することができる。ただし、別に定めるものを除くものとする。
- 4 第一演習及び第二演習の履修については、演習指導を志望する教員と面接してその承認を得なければならない。
- 5 修士課程又は博士後期課程の在学期間中における第一演習及び第二演習の演習指導教員の変更は、春

学期の始め及び秋学期の始めに行うことができる。

(成績評価)

第7条 履修科目及び修士課程の学位論文の成績は、A+、A、B、C及びFの5段階とし、A+、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。ただし、演習、先端課題研究、リサーチ・ワークショップ、Managing the SDGs - SIGMA Global Active Learning及びResponsible Digital Transformation - SIGMA Global Active Learningの成績は、E（合格）及びF（不合格）の2段階とする。

2 博士後期課程在学者の学位論文の成績は、E（合格）及びF（不合格）の2段階とする。

(GPAによる成績評価)

第7条の2 前条に定める成績評価に付与するGP（Grade Point）及びGPA（Grade Point Average）の算出については、別に定める。

(単位の授与)

第8条 履修科目の合格者には、所定の単位を与える。

(他の大学院等における修得単位認定に係る手続き)

第9条 研究科規則第16条の規定に基づき、他大学院等における修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、研究科長あての所定の書式により申請するものとする。なお、申請書類の提出方法は、本研究科の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等認定に係る手続き)

第10条 研究科規則第17条の規定に基づき、入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、研究科長あての所定の書式により申請するものとする。なお、申請書類の提出方法は、本研究科の定めるところによる。

2 前項により認定された授業科目の成績は、E（合格）とする。

(単位の認定)

第11条 単位の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(修士課程の学位論文の提出)

第12条 修士課程の所定の単位を修得して修士の学位を得ようとする者は、所定の期日までに、学位論文及びその要旨を研究科長あてに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子データによる提出を認めることができる。

(修士課程の学位論文の審査及び最終試験)

第13条 修士課程の学位論文審査及び最終試験は、審査基準にしたがって、2人以上の審査員によって行う。審査員は、提出論文の題目に基づき、研究科委員会において選出する。

2 最終試験は、第2年次の所定の期日までに学位論文を中心として、これに関連ある学科について口頭試問により行う。ただし、一橋大学学則（平成16年規則第2号）第66条第1項ただし書及び同条第2項に該当する者については、研究科委員会の定めるところによる。

3 修士課程の学位論文審査及び最終試験において、審査員は、専門分野における基礎的研究能力と広い学問基盤、学位論文の問題意識・構成力・表現力等を基準に評価を行う。

(論文指導委員会の設置)

第14条 博士後期課程における論文指導のため、論文指導委員会を設置する。

2 論文指導委員会は、第一演習指導教員及び他の教員1人の2人で構成する。

(博士後期課程在学者の学位論文計画書の提出)

第15条 博士後期課程在学者が学位論文計画書審査を受けようとする場合は、所定の期日までに学位論文計画書を研究科長あてに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子データによる提出を認めることができる。

(博士後期課程在学者の学位論文計画書の審査)

第16条 学位論文計画書の審査は、論文指導委員会が行い、研究科長あてに審査の報告を行う。

2 学位論文計画書の審査の期間は、原則として学位論文計画書の提出後1週間以内とする。

3 学位論文計画書の評価は、合格又は不合格とする。

(博士後期課程在学者の研究・コロキウムでの報告)

第17条 博士後期課程第2年次以上に在籍する者は、学位論文の概要を、研究・コロキウムにおいて報告する。

(博士後期課程在学者の研究・コロキウムの審査)

第18条 研究・コロキウムにおける報告内容の審査は、論文指導委員会が行い、研究科長あてに審査の報告を行う。

2 研究・コロキウムにおける報告内容の評価は、合格又は不合格とする。

(博士後期課程在学者の学位論文の提出)

第19条 博士後期課程在学者は、第16条第3項及び第18条第2項における評価が合格となった場合に、学位論文を提出することができる。

2 博士後期課程在学者の学位論文の提出期限は10月末日、1月末日及び3月末日とし、学位論文及びその要旨、並びにそれらの電子データを研究科長あてに提出するものとする。ただし、博士後期課程の在学年数が3年を越えた者に限り提出期限を6月末日とすることができる。なお、参考論文、書評等を添付することができる。

3 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子データのみによる提出を認めることができる。

(博士後期課程在学者の学位論文審査及び最終試験)

第20条 博士後期課程在学者の学位論文審査及び最終試験は、審査基準にしたがって、3人以上の審査員によって行う。審査員は、提出された論文の題目に基づき、研究科委員会において選出する。

2 学位論文審査の期間は、原則として学位論文提出期限後3か月以内とする。ただし、提出期限を3月末日とした場合は学位論文審査の期間は、原則として学位論文提出期限後2か月以内とする。

3 最終試験は、学位論文審査終了後1か月以内に行う。

4 博士後期課程在学者の学位論文審査及び最終試験において、審査員は、自立した研究者としての高度な研究能力、卓越した専門性、深く豊かな学識、学位論文の完成度・学問的貢献度等を基準に評価を行う。

(博士後期課程在学者の学位授与の審議)

第21条 博士後期課程在学者については、各審査員の報告に基づき、研究科委員会において審議し、投票により学位を授与するか否かを議決する。この議決には委員の2分の1以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

2 研究科委員会が前項の議決をしたときは、研究科長は、速やかにその結果を文書により学長に報告しなければならない。

(博士課程単位修得者の取扱い)

第22条 博士課程単位修得者は、単位を修得した年度の末日をもって退学する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会の議を経て、その後も在学することができる。

(試問の免除)

第23条 博士課程単位修得者で、第16条に定める学位論文計画書の審査に合格した者が、退学の日から5年以内に学位論文を提出したときは、一橋大学学位規則（平成16年規則第72号。以下「学位規則」という。）第8条第2項に定める試問は免除する。

(論文提出による学位申請者の学位論文の提出)

第24条 学位規則第5条第3項の規定による学位申請者が学位論文を提出する場合は、同規則第7条に定めるもののほか必要な事項は、第19条の規定を準用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に修士課程総合社会科学専攻に入学した者の履修については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度に修士課程総合社会科学専攻に入学した者の履修については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に修士課程地球社会研究専攻に入学した者の履修については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に入学した者の履修については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者の履修については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者の履修については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成24年10月1日から施行する。

2 改正前にこの細則に示された科目のうち次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の授業科目	新規則上の授業科目
社会・人文の日本語Ⅰ	社会科学の日本語上級Ⅰ
社会・人文の日本語Ⅱ	社会科学の日本語上級Ⅱ

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者の履修については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年6月5日から施行し、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第2条第9項及び第3条第8項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第15条、第16条、第17条、第18条及び第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に社会人特別選考により入学した者の履修については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第3条第1項及び第3項並びに第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、第3条第1項中「「地球社会研究Ⅰ」2単位」とあるのは「「地球社会研究Ⅰ」又は「地球社会研究の基礎」のうちから2単位」と、第3条第3項中「総合社会科学専攻、研究科共通科目群、他の研究科の授業科目及び学部履修規則別表の学科又は部門におかれる学部発展科目」とあるのは「他の研究科の授業科目及び学部履修規則別表に掲げる学部発展科目」と、「第2条第4項各号に掲げる」とあるのは「別に定める」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行し、改正後の一橋大学大学院社会学研究科細則第2条第1項及び第3条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

7. 「社会調査士」資格制度について

一般社団法人社会調査協会が、わが国における社会調査の質の向上をめざし、2004年度からスタートさせた資格制度である。「社会調査士」資格（学部卒業者向け）と、「専門社会調査士」資格（大学院修士課程修了者向け）がある。このうち、「社会調査士」資格は、社会調査に関する基礎的な知識・技能、相応の応用力と倫理観を身につけた人材を認定するものである。なお本資格は、上記法人が認定する民間資格であることに留意されたい。

「社会調査士」資格は、所属する学部に関わりなく、下記の科目の単位を修得した学部卒業者で、所定の資格認定申請手続きを経た者が取得できる。

【必修科目】

資格取得のための要件科目	対応する開講科目 (2024年度認定申請分)	開講学期・ 授業方法[予定]
A. 社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査論	春夏・対面
B. 調査設計と実施方法に関する科目	社会調査法Ⅰ	秋冬・対面
C. 基本的な資料とデータの分析に関する科目	社会調査法Ⅱ	秋冬・オンデマンド
D. 社会調査に必要な統計学に関する科目	量的データ解析法Ⅰ	秋冬・オンデマンド
G. 社会調査を実際に経験し学習する科目 ※	ゼミナール（3年）（赤嶺、石居、 佐藤圭、数土、堂免、根本、山田ゼミ）	通年・対面

※：今年度のG科目はゼミナール（3年）7つが開講される。資格取得希望の4年生以上の者（大学院生を含む）で3年次にG科目を単位修得していない学生は、社会調査士担当に電子メールで相談すること。

なお、2025年度以降の4年生対象G科目の開講については未定のため、資格取得を目指す者はなるべく3年次に履修すること。

【選択必修科目】（下記のうちの、どちらか一つ）

資格取得のための要件科目	対応する開講科目 (2024年度認定申請分)	開講学期・ 授業方法[予定]
E. 多変量解析の方法に関する科目	量的データ解析法Ⅱ	春夏・対面
F. 質的な調査と分析の方法に関する科目	質的調査研究	春夏・対面

注1：上記の本学開講科目を履修（修得）したとき、その単位を資格取得のための要件科目に充てることことができる。資格取得をめざす場合でも、各年度における履修登録数の上限（CAP制）を超えて登録することはできない。科目によっては隔年開講になることもあるので、希望者は計画的に履修を進めること。

注2：社会調査協会が定める標準カリキュラムA～Gに対応する科目として本学が認定申請する科目は、毎年度ごとに決定される。履修登録の際には十分確認すること（同一名称・同一担当者の科目であっても認定申請しない年度がありうる）。

注3：社会調査士資格の取得希望者は、年度初めに開催する「社会調査士資格のためのガイダンス」に参加すること（開催日時や方法は別途案内。オンライン開催の場合は社会学研究科サイトにおいて動画を公開する）。

*資格取得の手続き

本学の社会調査士委員会委員長（連絡責任者）を窓口として、各自が資格取得申請の手続きを進めることになる。手続きの詳細については時機をみてCELSや社会学研究科等のWebサイトに掲載する。

*制度の詳細について

本制度の詳細は本学社会調査士／専門社会調査士資格制度ホームページ (<https://www.soc.hit-u.ac.jp/~hccsr/>)、および一般社団法人社会調査協会ホームページ (<https://jasr.or.jp/>)を参照。また問い合わせは、社会学研究科社会調査士担当まで電子メール (chosasi@soc.hit-u.ac.jp) にて行うこと。

8. 「専門社会調査士」資格制度について

一般社団法人社会調査協会が、わが国における社会調査の質の向上をめざし、2004年度からスタートさせた資格制度である。「社会調査士」資格（学部卒業者向け）と、「専門社会調査士」資格（大学院修士課程修了者向け）がある。このうち、「専門社会調査士」資格は、社会調査に関するより高度な専門知識・技能、倫理観に加え、社会調査の企画設計から報告書の作成に至る高度の実践的能力を身につけた人材を認定するものである。なお本資格は、上記法人が認定する民間資格であることに留意されたい。

「専門社会調査士」資格は、所属する研究科に関わりなく、「社会調査士」の資格をもち、下記の科目の単位を修得し、かつ社会調査データを用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆した修士課程修了者で、所定の資格認定申請手続きを経た者が取得できる。

【必修科目】

資格取得のための要件科目	対応する大学院開講科目 (2024年度認定申請分)	開講学期・ 授業方法[予定]
H. 調査企画・設計に関する演習(実習)科目	社会調査Ⅰ	春夏・対面
I. 多変量解析に関する演習(実習)科目	社会調査Ⅱ	春夏・対面
J. 質的調査法に関する演習(実習)科目 ※	教育の研究方法論A 質的研究と方法	春夏・対面 秋冬・対面

※：J科目は2つ開講されるが、資格申請上はどちらか1つを履修すればよい。

注1：上記の本学大学院開講科目を履修（修得）したとき、その単位を資格取得のための要件科目に充てることができる。科目によっては隔年開講になることもあるので、希望者は計画的に履修を進めること。

注2：社会調査協会が定める標準カリキュラムH～Jに対応する科目として本学が認定申請する科目は、毎年度ごとに決定される。履修登録の際には十分確認すること（同一名称・同一担当者の科目であっても認定申請しない年度がありうる）。

注3：社会調査士資格を有していない場合であっても、専門社会調査士資格を取得する際、同時に申請することも可能。その場合、社会調査士の要件中、G科目の履修は不要となる。また、社会調査協会が開講しているS科目講習会を履修して合格すれば社会調査士資格取得の条件が免除されるが、講習会開催は不定期であるため、なるべく授業で単位を揃えることが推奨される。

注4：すでに修士課程を修了している者には、専門社会調査士資格の取得要件に関する8条規定が用意されている。社会調査協会ホームページ（下記）の「論文等による資格取得（「専門社会調査士（8条規定）」）」を参照。

注5：専門社会調査士資格の取得希望者は、年度初めに開催する「社会調査士資格のためのガイダンス」に参加すること（開催日時や方法は別途案内。オンライン開催の場合は社会学研究科サイトにおいて動画を公開する）。

*資格取得の手続き

本学の社会調査士委員会委員長（連絡責任者）を窓口として、各自が資格取得申請の手続きを進めることになる。手続きの詳細については時機をみてCEL Sや社会学研究科等のWebサイトに掲載する。

*制度の詳細について

本制度の詳細は本学社会調査士／専門社会調査士資格制度ホームページ (<https://www.soc.hit-u.ac.jp/~hccsr/>)、および一般社団法人社会調査協会ホームページ (<https://jasr.or.jp/>)を参照。また問い合わせは、社会学研究科社会調査士担当まで電子メール (chosasi@soc.hit-u.ac.jp) にて行うこと。

*「専門社会調査士」資格取得の際に提出する「研究論文」について

資格認定の手続きについては、提出する「研究論文」の条件を含め、社会調査協会ホームページに掲載されている「専門社会調査士認定規則」に明記されているので、あらかじめ熟読すること。なお、「社会調査データ(質的・量的は問わない)を用いて独自に執筆した実証的研究論文」（同認定規則）として認められるためには、少なくとも調査の内容／概要、調査の範囲／対象、主な調査項目、データ収集の方法と結果（対象数、該当する場合は回収率等を含め）、調査の実施時期・調査地、調査における自身の担当役割（とくに共同調査の場合）などの情報が、論文自体のなかに明記されていることが、一般に期待されるので、執筆の際はこの点に留意されたい。